

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 15 日

各都道府県・各国立大学法人等修学支援担当課 御中

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課

高等学校等就学支援金支給事務における標準補足様式の改訂及び  
市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

高等学校等就学支援金（以下単に「就学支援金」という。）の支給に関しては、所得要件を確認するため、都道府県は就学支援金の申請者（高校生等）からその保護者等のマイナンバーの提出を求め、これを利用して、都道府県から市区町村に対し、市町村民税に関する情報を照会しています。ただし、事情によりマイナンバーを提出することができない場合には、申請者から、所定の項目が記載された課税証明書等の証明書の提出を求めるとしてしています。

については、下記について、就学支援金の支給事務の円滑な実施のため、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事部局が御協力のうえ、各都道府県の市区町村担当課に対して、域内市区町村の住民税担当に対する周知と協力を依頼していただくよう、よろしくお取り計らい願います。この際、指定都市に対する周知についても遺漏ないようお願いいたします。

記

1. 標準補足様式の改訂について

就学支援金の所得要件の確認において使用される市町村民税情報について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 227 号）が令和 4 年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、「デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について（事務連絡）」（令和 3 年 8 月 2 日付 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡）における別添 1「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（以下「標準補足様式」という。）を【別添 1】のとおり改訂したので、今後の事務処理の参考とされたいこと。

## 2. 市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

標準補足様式の改訂に関して、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）」（令和2年3月31日文科初第1713号）の「3. その他（1）市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」及び「デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について（事務連絡）」（令和3年8月2日付 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡）の「3. 事情によりマイナンバーを提出することができない保護者等に関して用いる標準補足様式の周知と市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」において、各市区町村に対する周知と協力を依頼した事項について、このたび標準補足様式が改訂されたことについても、同様の取扱いとされたいこと。【別添2参照】

また、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項に基づく就学支援金における所得要件の確認については、現在、市町村民税所得割額が0円の場合に算定基準額を0円とみなして判定を行う運用も可能としているが、この取扱いは令和5年6月支給分で終了することに留意すること。

### 【添付書類】

【別添1】 高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

【別添2】 参考資料集

参考資料1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）（令和2年3月31日文科初第1713号）（抜粋）

参考資料2 デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について（事務連絡）（令和3年8月2日事務連絡）（抜粋）

### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
修学支援・教材課  
TEL：03-5253-4111（内線 3578）

殿

(氏名)

## 高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

## \_\_\_\_年度（\_\_\_\_年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） \_\_\_\_\_ 円
- 合計所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- 総所得金額等 \_\_\_\_\_ 円
- 扶養親族の合計 \_\_\_\_\_ 人（※同一生計配偶者を含む）  
（内、16歳未満扶養者数 \_\_\_\_\_ 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○  
特別障害    その他の障害    寡婦    ひとり親  
勤労学生    未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 \_\_\_\_\_ 円  
※市町村民税相当分

日付            令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名    \_\_\_\_\_

担当部局課名    \_\_\_\_\_

公印※省略可

(令和5年3月改訂版)

**参考資料 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）（令和 2 年 3 月 31 日 元文科初第 1713 号）（抜粋）**

3. その他

(1) 市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

令和 2 年 7 月以降、就学支援金の対象となる要件を確認するため、都道府県は、改正前と同様に、就学支援金の申請者（高校生）からその生計維持者（原則父母）のマイナンバーの提出を求めているが、事情によりマイナンバーを提出することができない場合には、所定の項目が記載された課税証明書等により確認することが必要となる。ついては、以下 (i) ~ (iii) の点について、各都道府県の市区町村担当課に対して、域内の市区町村に対する周知及び協力を依頼いただきたいこと。

(i) 就学支援金における所得要件の確認に当たっては、これまで同様、申請者から都道府県に提出されるマイナンバーを利用し、都道府県から市区町村に対して、市町村民税に関する情報照会を行うこととなっていること。

(ii) 一方、申請者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合には、申請者に対し、市町村民税の所得割に関する下記 (イ)、(ロ) の項目（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとする。）について確認可能な課税証明書等の証明書を提出するよう求めていることから、高校生等やその保護者から当該証明書の発行の求めがある場合には、協力していただきたいこと。

イ) 課税標準額【特定個人情報項目コード TK00000200000810】

ロ) 調整控除の額【同 TK00000200001020（市町村民税\_調整控除額）】

(iii) 各市区町村における所定の課税証明書等の様式により上記 (イ)、(ロ) の項目について確認できない場合には、別紙 2 の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」またはこれに代わる書面を、所定の課税証明書等とあわせて交付していただきたいこと。

なお、本依頼については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを申し添えます。

**参考資料2 デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について（事務連絡）（令和3年8月2日事務連絡）（抜粋）**

**3. 事情によりマイナンバーを提出することができない保護者等に関して用いる標準補足様式の周知と市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について**

上記の主務省令の改正及びデータ標準レイアウトの改版を経た以後も、事情により保護者等がマイナンバーを提出することができない場合には、引き続き、課税証明書等を保護者等から取得することが必要となります。

この際、地方公共団体の課税証明書の様式により調整控除額等が明らかでない場合に用いる標準補足様式（高等学校就学支援金に係る課税証明書（補足））については、ひとり親控除の創設等のこれまでの税制改正を踏まえて、【別添1】のとおり改訂しておりますので、今後の事務処理の参考とされるようお願いいたします。

これに関して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）」（令和2年3月31日元文科初第1713号）「3. その他（1）市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」において、各市区町村に対する周知と協力を依頼した事項について、このたびの標準補足様式が改訂されたことについても、同通知と同様の取扱いをお願いいたします。【参考資料3参照】

なお、本件については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを念のため申し添えます。